

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月27日
【事業年度】	第10期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル
【英訳名】	Digital Media Professionals Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 山本 達夫
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市中町一丁目15番5号 三鷹高木ビル7階
【電話番号】	0422-60-3480（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長兼CFO 古川 聖
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市中町一丁目15番5号 三鷹高木ビル7階
【電話番号】	0422-60-3480（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長兼CFO 古川 聖
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第6期 平成20年3月	第7期 平成21年3月	第8期 平成22年3月	第9期 平成23年3月	第10期 平成24年3月
売上高 (千円)	275,804	728,663	892,645	1,013,995	1,044,611
経常利益又は経常損失() (千円)	336,689	136,966	188,606	314,495	302,792
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	337,639	134,989	187,140	491,980	188,353
持分法を適用した場合の投 資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	350,000	350,000	350,000	350,000	822,595
発行済株式総数					
普通株式 (株)	3,000	3,000	3,000	1,972,200	2,410,100
A種優先株式 (株)	2,500	2,500	2,500	-	-
B種優先株式 (株)	4,784	4,784	4,784	-	-
C種優先株式 (株)	6,740	6,740	6,740	-	-
D種優先株式 (株)	2,500	2,500	2,500	-	-
純資産額 (千円)	719,211	854,200	1,041,341	1,533,321	2,666,689
総資産額 (千円)	752,980	1,021,371	1,141,430	1,659,235	2,769,174
1株当たり純資産額 (円)	881,796.21	883,726.40	868,272.97	777.47	1,106.50
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円)	159,473.04	1,930.19	15,453.43	250.26	81.91
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	80.07
自己資本比率 (%)	95.5	83.6	91.2	92.4	96.3
自己資本利益率 (%)	-	17.2	19.7	38.2	9.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	14.28
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	178,809	380,899	151,830	481,077
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	9,002	684,911	89,238	1,276,674
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	-	-	935,564
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	389,105	85,093	326,161	466,128
従業員数 (人)	14	23	23	22	27
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、第6期までは研究開発投資が先行したことから経常損失、当期純損失を計上していましたが、第7期にLSI製品の販売とライセンス供与が開始されたことにより、第7期以降は経常利益、当期純利益を計上しております。
4. 第8期までの1株当たり情報については優先株式を発行していたため優先配当額等を控除して算定しており、第8期の1株当たり当期純利益金額を除き計算結果はマイナスとなっております。
- なお、当社は平成22年7月26日に各種株主から優先株式(取得請求権付株式)の全部について取得請求権の行使を受けたことにより、会社法の規定に基づき当該株式を自己株式として取得しました。その対価として普通株式を交付しており、第9期より1株当たり情報の算定において優先配当額等の控除はありません。
5. 第6期から第7期までは潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第8期及び第9期については新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 第6期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 第6期から第9期までの株価収益率については、当社株式は非上場のため、記載しておりません。
8. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
9. 当社は第7期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第6期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 第7期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
11. 当社は、平成22年8月26日付で1株につき100株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	事項
平成14年7月	3Dグラフィックス(注1)市場参入を目指し、東京都武蔵野市中町に株式会社デジタルメディアプロフェッショナルを設立(資本金30,000千円)
平成18年7月	組み込み機器(注2)向けグラフィックスIPコア(注3)「PICA200」(注4)を販売開始
平成20年4月	LSI製品(注5)「NV7」(注6)を販売開始
平成23年6月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成23年10月	Digital Media Professionals USA Inc.(米国)を設立

(注)1.「3Dグラフィックス」とは、3次元空間上の形状情報から、それらを平面上に投射することで生成される画像で、これらの一連の技術のことを指します。

2.「組み込み機器」とは、特定の機能を実現するために家電製品や機械等に組み込まれるコンピュータシステムを指します。

3.「IPコア」とは、LSIを構成するための部分的な回路情報のうち、特に単一機能でまとめられた物を指します。「IPコア」は、Intellectual Property Coreの略称です。

4.「PICA200」とは、国際標準規格に準拠したうえで、当社独自の拡張機能「MAESTRO」を搭載する事が可能なグラフィックスIPコアの商標です。

5.「LSI」とは、シリコンウェハ(半導体製品の製造に使用される導体と絶縁体の中間の性質を持つ物質)で形成される大規模集積回路を意味しております。「LSI」は、Large Scale Integrationの略称であり「半導体」とも呼ばれています。

6.「NV7」とは、グラフィックスIPコア「PICA200」を搭載したLSI製品の名称です。

3【事業の内容】

当社は、精細な画像を描写するために必要なハードウェアIPおよびソフトウェアIP（以下、合わせてグラフィックスIPコアという）を開発して、主にゲーム機器、パチンコ機およびパチスロ機（以下、パチンコ機およびパチスロ機を合わせてアミューズメント機器という）、モバイル通信機器、自動車、家電製品等に組み込まれる半導体向けのグラフィックスIPコアを、当社の顧客である半導体メーカーや半導体が組み込まれた最終製品メーカー（ゲーム機器メーカー、モバイル通信機器メーカー等）に提供することを事業の中核としております。

当社のグラフィックスIPコアは、グラフィックスIPコアの国際標準規格（注1）に準拠したIPコアに当社独自の機能拡張技術である「MAESTRO」（注2）を組み合わせることで、少ない消費電力下においても精細な画像を描写できることが特徴です。

（注）1. Khronos Group（100以上の企業で構成される国際標準化団体）が策定するグラフィックスIPコアの国際標準規格を指しております。

2. 「MAESTRO」とは、標準のグラフィックスIPコアに実装することによって、より写実的なグラフィックス描画（主な機能として、ライティング機能や影付け機能等）を低消費電力、高品質、かつ高速に実現する当社独自のグラフィックス技術の商標です。

当社が開発した主なグラフィックスIPコアは以下のとおりです。

製品名	特徴
PICA200シリーズ	基本機能としては業界標準のOpenGL ES（注3）に準拠し、さらに差別化機能として「MAESTRO」を搭載することが可能な3DグラフィックスIPコアであります。
SMAPH-F	業界標準のOpenVG（注4）に準拠し、さらに差別化機能として「MAESTRO」を搭載することが可能な2DグラフィックスIPコアであります。

3. 「OpenGL ES」とは、Khronos Groupが策定した組み込み機器向けの3DグラフィックスのためのAPI（ ）です。「OpenGL ES」は、OpenGL for Embedded Systemsの略称です。

「API」とは、OpenGL ES等の機能をプログラムから呼び出すために使用するものです。

「API」は、Application Program Interfaceの略称です。

4. 「OpenVG」とは、Khronos Groupが策定した国際標準規格の2DグラフィックスのためのAPIです。画像を点の座標とそれを結ぶ線や面のデータ等で描画情報の集合として表現する技術を指します。「OpenVG」は、Open Vector Graphicsの略称です。

当社は、ハードウェアIP（論理設計データ等）やソフトウェアIP（主にハードウェアを制御するドライバーやコンテンツ制作を支援するツール類）を開発し、半導体メーカーや半導体が組み込まれた最終製品メーカーに向けてライセンス（使用許諾）を供与するIPコアライセンス事業、および特定分野向けに自ら当該グラフィックスIPコアを搭載した半導体（LSI製品）を開発し製造・販売するLSI製品事業、ならびにライセンス供与に伴う受託開発とセミナー等のその他の事業を展開しております。

当社は、単一セグメントであるため、事業別に記載しております。

（1）IPコアライセンス事業

IPコアライセンス事業は、当社が開発しているグラフィックスIPコアを顧客に提供したうえでライセンス収入等を顧客から得るライセンス供与と、これらに付帯する技術サポートに区分されます。なお、当社は顧客に対してライセンスを供与しますが、顧客が第三者であるソフトウェア開発メーカーに対し当該ライセンスをサブライセンス（再許諾）する権利を、当社から顧客に与える場合もあります。

ライセンス供与

当社が開発したグラフィックスIPコアを顧客にライセンスして得られる収入は、その種類によって（a）ライセンス収入、（b）ランニングロイヤリティ収入として区分しております。

（a）ライセンス収入

顧客が家電製品等の開発を進める過程で、当社がIPコアライセンスのライセンスを与えたことによる対価として一時金として得られる収入です。

顧客は、ライセンスされた当社グラフィックスIPコアをベースに、製品の企画開発、生産を行い、その性質上、当社が受領するライセンス収入は顧客の製品開発段階で発生します。

(b) ランニングロイヤリティ収入

顧客がグラフィックスIPコアを組み込んだ製品を販売する際に、製品出荷個数に応じて当社が顧客から収受する対価です。ランニングロイヤリティ収入は顧客製品の生産開始から生産終了まで数年間にわたり継続的に発生します。

技術サポート

当社が、グラフィックスIPコアをライセンスした顧客に対して、技術サポートを行って対価を得るものです。ライセンス後、一定期間に限って提供する初期技術サポートや、年単位で保守工数を提供する年間技術サポートなどがあります。

(2) LSI製品事業

当社のグラフィックスIPコアが組み込まれたLSI製品「NV7」を、大手国内半導体メーカーに製造を委託したうえで、当社が半導体商社に向けて販売しております。当該LSI製品は主にアミューズメント機器等に組み込まれるものです。

なお、当社のIPコアライセンス事業の顧客が製造販売する最終製品と、当該LSI製品が組み込まれた最終製品との競合を回避するため、LSI製品の販売先はアミューズメント機器市場を対象としております。

(3) その他の事業

その他の事業は、ライセンス供与に伴う受託開発、セミナー等に区分しております。

ライセンス供与に伴う受託開発

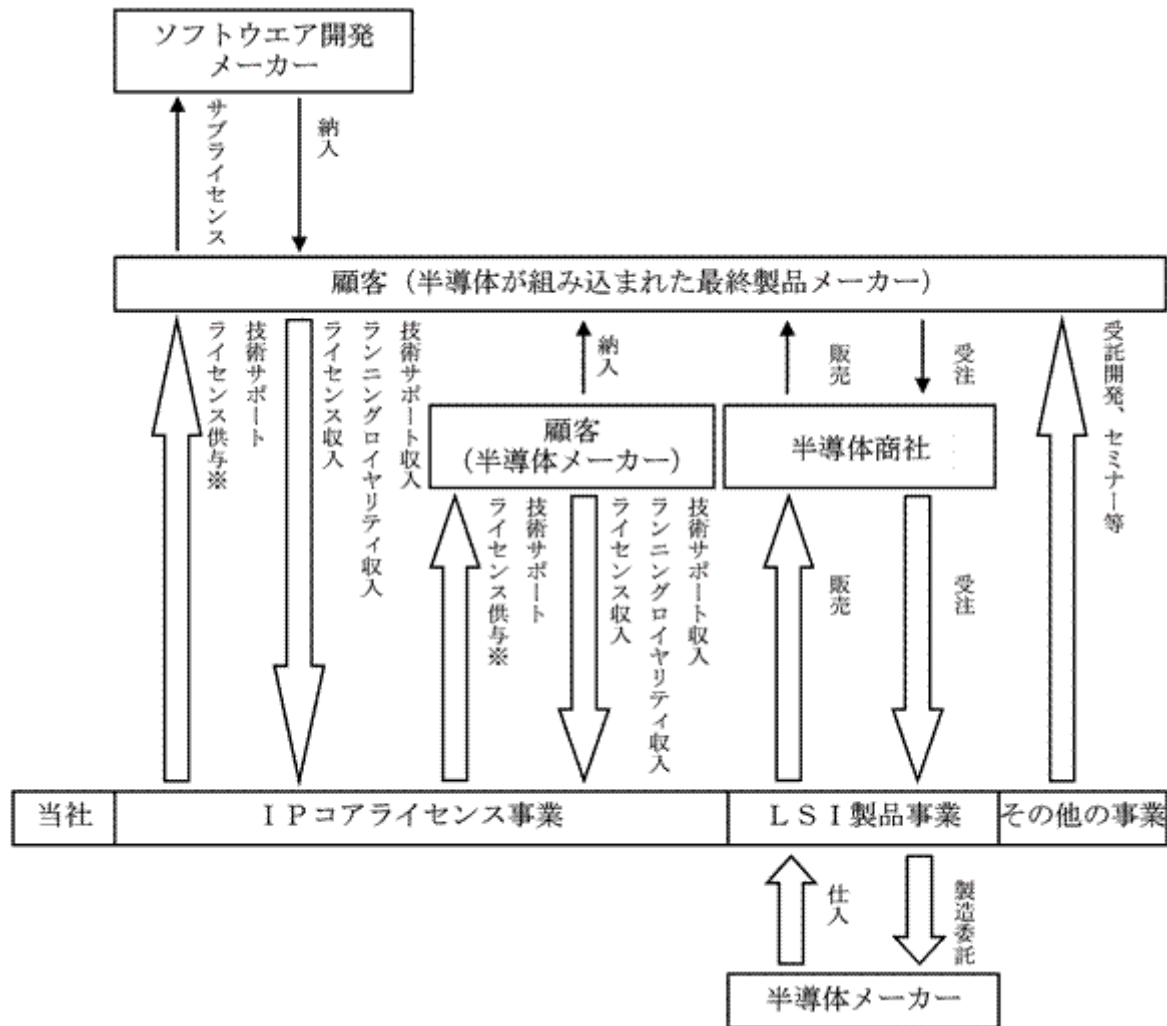
顧客の求めに応じて、当社が開発したグラフィックスIPコアを顧客製品の仕様に合わせてカスタマイズしております。

ライセンス供与に伴う受託開発では、当社が開発に要した工数にほぼ比例した収入が得られますが、通常の受託開発とは異なり、受託開発により当社グラフィックスIPコアの付加価値が向上し、より高収益なライセンスビジネスに繋げることができるため、当社としては受託開発を戦略的事业として位置付けております。

セミナー等

当社では、Khronos Group(前記注1参照)の公認を受け、プログラミング実習コースを開講するとともに、Android仕様のE-ラーニング教材「Android3Dグラフィックス・ラーニングキット」を販売しております。売上規模は少額であります。当社の宣伝効果、さらにはセミナー等を通じ、顧客を獲得することが期待できる事業であります。

[事業系統図]



IPコアライセンス事業のライセンス供与は、当社が顧客（半導体が組み込まれた最終製品メーカー）にソフトウェアIPを供与すると同時に、顧客（半導体メーカー）にハードウェアIPを供与する場合があります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
27(2)	39歳9ヵ月	4年1ヵ月	8,709

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 従業員数に使用人兼務役員は含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、使用人兼務役員の使用人としての給与部分を除いて計算しております。
4. 当社の事業は、グラフィックスIPコア等の開発・製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は、該当がありません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度における世界経済は、年度後半に米国の雇用環境が回復の兆しを見せはじめ、緩やかな回復基調となりましたが、依然として解決の兆しが見えない欧州の政府債務問題の影響により新興国経済の減速が顕著となるなど、総じて停滞感の強い状況で推移しました。また日本経済は、東日本大震災からの復旧が進み、復興需要の本格化による景気の下支えが期待されましたが、円高や原油価格の高騰、雇用環境の悪化による景気の下振れリスクが懸念される状態が継続しております。

当社の属する半導体業界では、引き続きスマートフォン関連分野は好調に推移しておりますが、年度後半に国内の半導体メーカーやコンシューマーエレクトロニクスメーカーを襲った事業環境激変を受け、厳しい受注環境が続いております。当社の事業領域であるグラフィックス関連の分野においては、各種デジタル機器へのグラフィックス機能の搭載が定着し、この傾向はさらに加速の度合いを強めております。

このような環境下において当社は、主力であるIPコアライセンス事業における新規受注獲得や既存顧客への技術サポートを継続してまいりました。新規ライセンスの獲得は年度前半に米国大手半導体メーカーをはじめとする複数の顧客との間で締結することができました。さらに、当社のグラフィックスIPを搭載した富士通セミコンダクター株式会社のSoC(System on Chip)評価キットの出荷が開始され、今後の当社IPコアの新規顧客獲得の拡大につながるものと期待されます。また、既存顧客からのランニングロイヤリティ収入も堅調に推移しました。

当社のグローバルな事業展開への布石として、世界最大の半導体ファウンダリーである台湾のTSMC社や米国の大手FPGA(Field Programmable Gate Array)ベンダーであるXilinx社とのアライアンスに加え、米国シリコンバレーに設立した子会社「DMP USA」を通じた積極的な営業活動を展開して海外の案件を獲得する体制を構築いたしました。

この結果、事業の売上高は1,044百万円(前年同期比3.0%増)となり、営業利益319百万円(前年同期比1.4%増)、経常利益302百万円(前年同期比3.7%減)、当期純利益は税制改正と翌期の受注見通しを踏まえた繰延税金資産の見直しを行い、法人税等調整額が増加したことなどから、188百万円(前年同期比61.7%減)となりました。

当社は単一セグメントであります。事業の傾向を示すために事業別業績を記載します。

IPコアライセンス事業

IPコアライセンス事業は、新たに契約した初期ライセンス収入に加え、任天堂株式会社の携帯ゲーム機「ニンテンドー3DS」に搭載された「PICA200」のランニングロイヤリティ収入が堅調に推移したことおよびオリンパスイメージング株式会社のデジタルカメラ「PEN」シリーズに搭載された「PICA200 Lite」のランニングロイヤリティ収入の計上により、IPコアライセンス事業の売上高は853百万円(前年同期比6.4%減)となりました。

LSI製品事業

LSI製品事業は、アミューズメント向けLSI製品「NV7」関連の売上が業界に広く浸透した「リユース」(部品の再利用)の影響を強く受けたことにより期初に計画した数値に達せず、売上高は8百万円(前年同期比87.9%減)となりました。

その他の事業

その他の事業は、受託開発案件が順調に推移し売上を計上したことにより、売上高は183百万円(前年同期比444.3%増)となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ139百万円増加し466百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは481百万円の収入(前年同期は151百万円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益302百万円の計上と売上債権の減少額185百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは1,276百万円の支出(前年同期は89百万円の収入)となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入1,900百万円と定期預金の預入による支出3,150百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは935百万円の収入(前年同期は財務活動によるキャッシュ・フローはありません。)となりました。これは主に、株式の発行による収入901百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入33百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績を事業部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	仕入実績(千円)	前年同期比(%)
L S I 製品事業	5,980	11.5
合計	5,980	11.5

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況を事業部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
L S I 製品事業	8,300	651.6	-	-
その他の事業	183,116	703.1	-	-
合計	191,416	700.7	-	-

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. I P コアライセンス事業では、受注という概念が馴染まないため記載しておりません。
4. その他の事業の受注高の増加は、ライセンス供与に伴う受託開発によるものであります。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	販売実績(千円)	前年同期比(%)
I P コアライセンス事業	853,195	93.6
L S I 製品事業	8,300	12.1
その他の事業	183,116	544.3
合計	1,044,611	103.0

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
シャープ株式会社	596,890	58.9	804,370	77.0
任天堂株式会社	250,000	24.7	80,000	7.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当事業年度の任天堂株式会社の販売実績の減少は、ライセンス収入の減少によるものであります。

3【対処すべき課題】

当社は、引き続き高い成長性が見込まれる組み込み市場へ注力し、当社グラフィックスIP製品の技術優位性の確保と市場シェア拡大を通じた成長を持続させるため、下記の事項に対処すべき課題と認識し、取り組んでまいります。

(1) 市場分野の拡大

これまで中心だったアミューズメント、ゲーム、モバイル、自動車等の市場に加え、今後はタブレット、スマートフォン、スマートテレビ、カメラ、プリンターといった広い分野でグラフィックスへのニーズが高まっています。当社はグラフィックスIP製品に幅広い拡張性を持たせることで、これらの各分野で異なる性能や機能の要求を満たすと同時に、アンドロイドといった広く普及するOS（オペレーティング・システム）への対応を強化する事で、さらなる市場分野の拡大を図ってまいります。

(2) 事業領域の拡大

当社は、創業以来グラフィックス分野に特化した事業を展開してまいりました。今後は、グラフィックス周辺技術の自社開発によるIP製品ポートフォリオの拡充と、グラフィックス以外のIPコアを有する企業とのアライアンスを進め、より付加価値の高いソリューションの提供を可能とする事で、自社グラフィックス技術の差別化を軸としながら事業領域の拡大を図ってまいります。

(3) 海外市場への進出

当社は、今後の海外市場への進出を最重要の経営課題の一つと捉えております。前期に設立した米国子会社を通じて米国主要顧客への拡販、技術サポートの提供、およびグローバル市場に向けたマーケティング活動を行ってまいります。またアジア地域におけるパートナー企業との提携による拡販や現地サポート体制確立を積極的に推進してまいります。また国内外の主要半導体メーカーの連携を強め、これらの企業のグローバルなASICやFPGAビジネスを通じた当社IP製品拡販を進めてまいります。

(4) 差別化技術によるIPの優位性確保

当社がビジネスの主軸とする3Dグラフィックス市場においては、後発メーカーである当社が先行する他社との競争に打ち勝つためには、製品の差別化が重要であると考えております。

競合他社が製品化している標準規格ベースのIPコアに比べ、当社IPコアはこれらの標準規格を実装した上で、さらに独自拡張技術である「MAESTRO」などの研究開発の成果に基づく差別化技術を実装しております。今後も競合他社との差別化技術の開発を継続し、消費電力、性能面での優位性を確保、強化してまいります。

(5) 人材の確保と育成

当社は、高い専門性とプロジェクトを統括する能力を持つ少数精鋭の従業員で事業を運営しております。今後の事業展開に備えるため優秀な人材の確保を継続するとともに、育成の観点からも施策を講じてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると認められる事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) IPコアライセンス事業における特定の他社製品への依存について

当社は、任天堂株式会社（以下、任天堂という）が販売する新携帯ゲーム機「ニンテンドー3DS」向けに半導体を供給する半導体メーカーから出荷数量に応じてグラフィックスIPコア「PICA200」のランニングロイヤリティを受領しております。なお、平成24年3月期においては、ランニングロイヤリティ収入が総売上高の過半を占めております。

また、グラフィックスIPコア「PICA200」の携帯ゲーム機向けライセンス供与は、現状では任天堂製品向けに限る方針であります。

そのため任天堂の販売戦略に変更が生じた場合等、何らかの理由により、当社の想定よりも出荷時期が遅れ、または出荷台数が減少した場合には、業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 研究開発プロジェクトの収益性

当社は、画像処理やグラフィックス処理技術に基づき、今後のニーズの変化に対応できる新技術と新製品の開発を行っております。このための各研究開発プロジェクトは、成長する市場が必要とする機能を想定しながら実施しておりますが、投下した研究開発費の全てを回収できるとは限らず、この場合、当社の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製造を委託していることについて

当社は、製造設備を持たない会社として研究開発業務に特化した事業活動を行っておりますので、当社LSI製品事業の製品の製造に関しては大手国内半導体メーカーに委託しております。

このような状況の下、当社では、製造委託先と良好な関係を構築し、維持していくことが重要と考えております。

しかしながら、製造委託先において十分な生産枠が確保できない場合や通常想定することができない事象により製造委託先の設備に問題等が発生するなど、何らかの理由により委託先における製造に支障が生じた場合、または、委託先との製造委託契約が終了し、適切な代替委託先が確保できない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 販売先の市場動向による経営成績への影響について

当社製品は、モバイル・コンシューマー機器、アミューズメント機器、自動車、家電製品等の市場向けであり、これら顧客の機器製品にソフトウェアおよびハードウェアとして組み込まれて使用されております。

これら市場の製品はいずれもライフサイクルが短く、技術革新のスピードも早いため、当社の売上・利益を維持し、増大させるためには、市場の動向を見極めた上で新市場の開拓を積極的に行う必要があります。

当社としては、日頃から顧客や外部機関等からの情報を分析することにより、市場動向の変化に応じて、新規製品の開発、新市場の開拓に取り組んでおりますが、これら市場の動向に当社の予想以上の変化があり、当社の新規製品の開発または新市場の開拓が遅れた場合には、当社の売上高および利益ともに影響を受ける可能性があります。

(5) 代表者への依存について

当社の代表取締役社長兼CEOである山本達夫は、過去にエンジニアとして従事していた経験もあり、技術的にも非常に当社の製品に精通しております。また、これまでに培った広い人脈を活かして、自ら国内外への営業活動も行っており、当社の技術面・営業面での同氏への依存度は非常に高くなっております。

今後は、組織のさらなる体系化および人材育成強化等の策を講じ、同氏への依存度を低下させるべく体制の構築に努めていく所存ではありますが、当面は同氏への依存度は高いままであることが見込まれます。

このような状況下において、退任等何らかの要因により、同氏の当社における業務執行が困難となった場合、当社の業績および事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 第三者の知的財産権を侵害する可能性について

当社は当事業年度末現在において、提供するIPコア・LSI製品の技術および制作する表現物等に関して、第三者より知的財産権を侵害する旨のクレーム、侵害訴訟等を提起する等の通知は受けておりません。

当社は、当社のIPコア技術が第三者の特許権を侵害する可能性につき調査を行っておりますが、当社が提供するIPコア・LSI製品の技術および表現物等が、特許権その他第三者の知的財産権を侵害する可能性を完全に排除することは困難であり、今後このような第三者の知的財産権を侵害する旨のクレームを受け、または侵害訴訟を提起され、当社の事業が差し止められ、または損害賠償等の金銭的な負担を強いられる等の結果となった場合、当社の業績および社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 技術の進展等について

当社の事業は、画像処理やグラフィックス処理技術に密接に関連しておりますが、これらの技術の進展は著しく、短期間で新機種が発売され、高機能化も進んでおります。

当社としては、技術開発に注力し、技術の進展に対応していく方針であります。しかしながら、当社が予想しない新技術の開発・普及により事業環境が急変し、当社が迅速または適切に対応できない場合、または、競合他社が当社を上回る技術を開発し、当社技術が陳腐化した場合には、当社の売上高または利益が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、これらの状況に迅速に対応するため、研究開発費等の費用が多額に発生した場合には、当社の経営成績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害及び事故等について

当社及び当社取引先の事業拠点が、地震及び台風等の自然災害、事故、火災、テロ等の被害を受けた場合、当社の事業活動に支障を生じ、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) ベンチャーキャピタルによる株式所有について

当事業年度末現在の当社の発行済株式総数2,410,100株のうち、ベンチャーキャピタルおよびベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が所有している株式数は656,600株で、その所有割合は27.2%であります。一般的に、ベンチャーキャピタルおよび投資事業組合による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社株主であるこれらのベンチャーキャピタルおよび投資事業組合についても、所有する株式の全部または一部を売却する可能性があり、かかる場合には当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新株予約権について

当社では、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、役員および従業員に対して新株予約権を付与しております。当事業年度末現在、新株予約権による潜在株式総数は408,000株であり、発行済株式総数2,410,100株の16.9%にあたります。発行された新株予約権の行使により発行された新株は、将来的に当社株式価値の希薄化や株式売上の需給への影響をもたらす、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社は、平成14年7月に株式会社として設立されましたが、社歴が浅く、また、当事業年度末現在、取締役5名、監査役3名、従業員27名と事業規模が小規模であることから、人員体制の未整備、少人数の役職員への依存等、小規模組織特有の課題があると認識しております。

今後は、事業の拡大に伴い業務遂行体制の充実に努めてまいります。人的資源に限りがあるため、役職員の業務遂行上支障が生じた場合、あるいは役職員が社外流出した場合には、当社の業務に支障をきたし、業績に影響を与える可能性があります。

(12) 人材の確保・育成について

当社は、今後の事業拡大に向けて、優秀な人材の確保・育成が不可欠であると認識しております。そのため、人材に報いるための年俸制度、ストックオプション制度等も導入しておりますが、いずれも継続的な人材の確保を保障するものではなく、適格な人材を十分確保できなかった場合には、当社の事業拡大が制約を受ける可能性があります。当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報管理体制について

当社は研究開発をはじめとする当社の事業活動に際して情報管理が重要であると認識しており、このため、コンピューター・ウィルスの検知、ファイアウォールの構築等の外部からの侵入に対する予防策および情報へのアクセス可能な管理者の制限、当社と役員および顧客等との間における機密保持契約の締結、入退出管理等の情報流出対策を講じるとともに、ハード面での障害時により業務への支障が生じないようデータ管理の多重化を行うなど、情報管理に関するシステムと社内体制の構築を行っております。

しかしながら、これらのシステム・体制によっても情報漏洩の可能性を完全に排除することは困難であり、今後何らかの理由により当社の技術情報等重要な情報が社外に流出した場合、当社の業績および事業運営に影響する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約の内容	契約期間
富士通エレクトロニクス株式会社	当社L S I製品の製造委託	平成19年8月21日より1年間(注1) 期間満了の3ヶ月前までにいずれからも 申し出のない限り1年間延長、以降も同 様
シャープ株式会社	特定製品向けの当社グラフィックス I Pコアの使用許諾(注2)	平成19年7月25日より10年間 期間満了の1年前までにいずれからも申 し出のない限り1年間延長、以降も同様
任天堂株式会社	当社ソフトウェアI Pの使用許諾 (注3)	平成20年8月1日より同技術を採用した 任天堂製品の販売・頒布の終了または任 天堂製品向けのソフトウェアの販売・頒 布の終了のうち、いずれか遅い方まで有 効
任天堂株式会社	任天堂製品用開発環境の改良および サポートに係る業務受託	受託期間は平成23年8月1日より平成24 年7月31日まで
N E Cエレクトロニクス株式会社 (現ルネサス モバイル株式会 社)	モバイル・コンシューマー製品用S o C向けの当社I Pコアの使用許諾 (注2)	平成22年3月23日より3年間 期間満了の3ヶ月前までにいずれからも 申し出のない限り1年間延長、以降も同 様
富士通セミコンダクター株式会社	S o C向けの当社I Pコアの使用許 諾(注4)	平成22年7月13日より3年間 期間満了の1年前までにいずれからも申 し出のない限り1年間延長、以降も同様

- (注) 1. 当初の契約期間が満了していますが、自動延長規定の適用により現在も契約の効力は存続しております。
2. 当社はライセンス収入およびランニングロイヤリティ収入を収受することとなっております。
3. 当社はライセンス収入を収受しております。
4. 当社は今後富士通セミコンダクター株式会社の顧客からライセンス収入およびランニングロイヤリティ収入を収受する予定です。

6【研究開発活動】

1．研究開発体制

当社は、グラフィックスIPコア、LSI開発に対して研究開発活動を行っています。
なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

2．グラフィックスIPコアの開発状況と開発成果

組み込み機器向けの3Dグラフィックス(OpenGL ES)および2Dグラフィックス(OpenVG)に準拠したグラフィックスIPコアの開発を進めています。

また、標準規格のグラフィックスIPコア開発に加え、当社独自の技術を実装することで、競合他社との差別化を図るための技術の開発を推進しています。

(1) 開発状況

「MAESTRO」の開発

一般的にソフトウェアで処理される3Dグラフィックスの陰影付け処理などを、ハードウェアに実装することで、より写実的な3Dグラフィックス描画を低消費電力、高品質、かつ高速に実現することができる「MAESTRO」を開発しました。この技術をもとにさらなるアルゴリズム(注)開発、ハードウェア・ソフトウェアの開発を進めています。

IPコアを最適に動作させるための技術開発

グラフィックスシステムを構築する際、各種システムの特性に対して最適な組み込み・統合を行うことで、低消費電力でありながら大画面に対する表示対応や、パソコンで使用されるような高度なグラフィックス機能を有する描画システムを構築することが可能となります。当社ではこの最適な組み込み・統合を容易にするために、IPコアに係わる周辺ハードウェアおよび、周辺ソフトウェアの研究開発を進めています。本技術とIPコアを併せて顧客に提供することで、最大限に最適化できるソリューションを提供することが可能となります。

(2) 開発成果

当社グラフィックスコアを用いたFPGA及びESLプラットフォームの開発

次世代3D/2Dグラフィックスシステムの設計を加速するために、パートナーと設計プラットフォーム開発を行いました。

ザイリンクス株式会社と、ザイリンクスのVirtex®-6ファミリFPGAを搭載した3D/2Dグラフィックスシステム開発に最適なFPGA開発評価ボードと3D/2DグラフィックスIPを統合した「PICA®200 for FPGA Virtex-6 Evaluation Kit」および「SMAPH®-F for FPGA Virtex-6 Evaluation Kit」を開発しました。富士通セミコンダクター株式会社と当社グラフィックスIPコアを組み込んだESL(Electronic System Level:システム・レベル)検証プラットフォームの開発を行い、当該プラットフォームにてシステム検証環境を実現しました。

(注)「アルゴリズム」とは、問題を解くための効率的手順を定式化した形で表現したものを意味します。

3．研究開発費

当事業年度における研究開発費総額は229百万円となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。当社はこの財務諸表の作成にあたって、たな卸資産の評価、減価償却資産の耐用年数の設定、繰延税金資産の計上、偶発債務の認識等の重要な会計方針に関する見積りおよび判断を行っております。当社経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積りおよび判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

当社は、IPコアライセンス事業において引き続き最新標準規格および当社独自技術の二軸をベースとした最適なグラフィックスIPソリューションの開発と、持続的な成長基盤を固めるためにライセンス新規受注獲得や既存顧客への技術サポートを継続してまいりました。また、半導体メーカーの製品に搭載された「PICA200」が順調にランニングロイヤリティ収入を計上しましたが、年度後半に国内の半導体メーカーやコンシューマーエレクトロニクスメーカーを襲った事業環境激変を受け、厳しい受注環境が続いたことによりIPコアライセンス事業の売上高は853百万円（前年同期比6.4%減）となりました。また、LSI製品事業はアミューズメント業界に広く浸透した「リユース」（部品の再利用）の影響を強く受けたことにより、売上高は8百万円（同87.9%減）、その他の事業は受託開発案件が順調に推移し売上を計上したことにより、183百万円（同44.3%増）となりました。

売上原価はLSI製品の売上減少に伴い商品及び製品仕入高が減少しましたが、受託開発を受注したことにより111百万円（同3.9%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、前事業年度並みの、614百万円（同3.7%増）となりました。

以上の結果、売上高1,044百万円（前年同期比3.0%増）、営業利益319百万円（同1.4%増）、経常利益302百万円（同3.7%減）、当期純利益は税制改正と翌期の受注見通しを踏まえた繰延税金資産の見直しを行い、法人税等調整額が増加したことなどから、188百万円（前年同期比61.7%減）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を及ぼす要因について

当社が当面の間に見込んでいるランニングロイヤリティ収入は任天堂が販売する新携帯ゲーム機「ニンテンドー3DS」の製造台数に大きく依存しております。その結果、当該製品の販売戦略に変更が生じた場合等には、当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

今後の世界経済は、欧州の政府債務問題の解決が見通せず、米国経済や新興国経済の先行きについても楽観できないものと見込まれます。国内においても電力需要や円高、資源高等により、依然として不透明感の強い状況が続くものと予想されます。

当社が属する半導体業界については、国内市場の成長鈍化による収益低下懸念が強まっているものの、海外、特に新興国市場の成長が期待され、収益機会を的確に捉えることが成長への条件となります。

このような環境の下、新規ライセンスの獲得については、グラフィックスIP製品のポートフォリオ充実による最適なソリューションの提供を図り、北米およびアジア地域における顧客開拓に一層注力するとともに、国内半導体メーカーやコンシューマー機器メーカーに対するアプローチを継続してまいります。また、ランニングロイヤリティを受領する既存顧客のサポートも引き続き充実させてまいります。

さらに、次世代LSIの開発に着手することにより、将来の収益基盤の複層化に資する施策も実行してまいります。

(5) 財政状態に関する分析

当事業年度末における資産合計額は、2,769百万円となり、前事業年度末に比べ1,109百万円増加いたしました。これは主に東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う有償一般募集および有償第三者割当増資等による現金及び預金の増加1,389百万円、売掛金の減少185百万円、繰延税金資産の減少113百万円によるものであります。負債合計額は、102百万円となり、前事業年度末に比べ23百万円減少いたしました。これは未払金の減少30百万円などによるものであります。

純資産合計額は、2,666百万円となり前事業年度末に比べ1,133百万円増加いたしました。これは東京証券取引所マザーズ市場上場に伴う有償一般募集および有償第三者割当等により資本金、資本準備金が合計945百万円増加したこと、さらに当期純利益188百万円を計上したことによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は96.3%となりました。

(6) キャッシュ・フローの状況に関する分析

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ139百万円増加し466百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは481百万円の収入（前年同期は151百万円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益302百万円の計上と売上債権の減少額185百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは1,276百万円の支出（前年同期は89百万円の収入）となりました。これは主には、定期預金の払戻による収入1,900百万円と定期預金の預入による支出3,150百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは935百万円の収入（前年同期は財務活動によるキャッシュ・フローはありません。）となりました。これは主に、株式の発行による収入901百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入33百万円によるものであります。

なお、当社のキャッシュ・フロー関連指標の推移は下記のとおりであります。

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
自己資本比率(%)	91.2	92.4	96.3
時価ベースの自己資本比率(%)	-	-	101.8

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

(注) 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針

当社が属する半導体業界については、国内市場の成長鈍化による収益低下懸念が強まっているものの、海外、特に新興国市場の成長が期待され、収益機会を的確に捉えることが成長への条件となります。

I P コアライセンス事業においてはデジタル家電をはじめとする組み込み機器におけるグラフィックスへの需要が続くと予想され、当社の活躍の場が拡大すると考えられます。このような成長分野に向けて最新業界標準技術への対応と独自差別化技術の開発に積極的に取り組み、グラフィックス I P 製品のポートフォリオおよび各 I P 製品の競争力を強化してまいります。I P コアライセンスの販売面ではパートナー企業との連携等を通じソリューション提供力を強化すると同時に米国シリコンバレーに設立した子会社「DMP USA」や平成24年6月に提携をした「Institute for Information Industry」を通じた積極的な海外への営業活動を展開してまいります。また L S I 製品事業においては、より顧客に密着して、市場ニーズに対応した L S I の開発に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資につきましては、研究開発の効率化、改善を主眼に社内インフラ整備及び研究開発環境整備のために総額22,757千円の設備投資を実施しました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	土地 (面積㎡)	合計 (千円)	
本社 (東京都武蔵野市)	本社事業所	4,624	18,030	9,430	-	32,085	27 (2)

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,410,100	2,410,100	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。
計	2,410,100	2,410,100	-	-

(注) 1. 当社株式は平成23年6月23日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年3月17日臨時株主総会決議（第1回）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	514(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,400(注2、4)	51,400(注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500(注3、4)	1,500(注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成18年3月18日 至平成26年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750(注4)	発行価格 1,500 資本組入額 750(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。
第1回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成16年3月17日臨時株主総会決議（第3回）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	277(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,700(注1、2、4)	27,700(注1、2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500(注3、4)	1,500(注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成18年6月17日 至平成26年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750(注4)	発行価格 1,500 資本組入額 750(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第3回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年1月5日臨時株主総会決議（第4回）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	422(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,200(注2、4)	42,200(注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000(注3、4)	2,000(注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成19年1月14日 至平成27年1月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注4)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者(以下「譲渡予定人」という。)に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第4回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年1月5日臨時株主総会決議(第5回)

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	580(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000(注1、2、4)	58,000(注1、2、4)

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000(注3、4)	2,000(注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成19年11月17日 至平成27年1月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注4)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、 その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第5回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年10月7日臨時株主総会決議（第7回）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	180(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000(注2、4)	18,000(注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000(注3、4)	2,000(注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成19年12月22日 至平成27年10月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注4)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注4)

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年 8 月26日付をもって 1 株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第 7 回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年 6 月26日定時株主総会決議（第 8 回）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,226 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	122,600 (注2、4)	122,600 (注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注3、4)	2,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	自 平成22年 7 月 1 日 至 平成30年 6 月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、(注) 2 において時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって 1 株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

新株予約権を分割して行使することはできない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

平成21年5月27日臨時株主総会決議（第10回）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	631(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,100(注2、4)	63,100(注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,100(注3、4)	1,100(注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成23年5月29日 至平成30年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550(注4)	発行価格 1,100 資本組入額 550(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、(注)2において時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

新株予約権は1個を分割して行使することはできない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

平成22年3月25日臨時株主総会決議（第11回）

区分	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	250(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000(注2、4)	25,000(注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,100(注3、4)	1,100(注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成24年3月27日 至平成30年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550(注4)	発行価格 1,100 資本組入額 550(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、(注)2において時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

新株予約権は1個を分割して行使することはできない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年11月6日 (注1)	普通株式	普通株式	250,000	350,000	250,000	1,139,000
	-	3,000				
	A種優先株式	A種優先株式				
	-	2,500				
	B種優先株式	B種優先株式				
	-	4,784				
	C種優先株式	C種優先株式				
-	6,740					
D種優先株式	D種優先株式					
2,500	2,500					
計	計					
2,500	19,524					
平成20年6月26日 (注2)		普通株式	-	350,000	769,788	369,211
		3,000				
		A種優先株式				
		2,500				
		B種優先株式				
	-	4,784				
		C種優先株式				
	6,740					
	D種優先株式					
	2,500					
	計					
	19,524					
平成22年7月26日 (注3)	普通株式	普通株式	-	350,000	-	369,211
	16,722	19,722				
	A種優先株式	A種優先株式				
	-	2,500				
	B種優先株式	B種優先株式				
	-	4,784				
	C種優先株式	C種優先株式				
-	6,740					
D種優先株式	D種優先株式					
-	2,500					
計	計					
16,722	36,246					

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年7月29日 (注4)	普通株式 - A種優先株式 2,500 B種優先株式 4,784 C種優先株式 6,740 D種優先株式 2,500 計 16,524	普通株式 19,722 A種優先株式 - B種優先株式 - C種優先株式 - D種優先株式 - 計 19,722	-	350,000	-	369,211
平成22年8月26日 (注5)	普通株式 1,952,478	普通株式 1,972,200	-	350,000	-	369,211
平成23年6月22日 (注6)	普通株式 300,000	普通株式 2,272,200	331,200	681,200	331,200	700,411
平成23年7月22日 (注7)	普通株式 112,500	普通株式 2,384,700	124,200	805,400	124,200	824,611
平成23年4月1日 ~ 平成24年3月31日 (注8)	普通株式 25,400	普通株式 2,410,100	17,195	822,595	17,195	841,806

(注) 1. 有償第三者割当増資(D種優先株式)

主な割当先 アント・リード2号投資事業有限責任組合、JAIC-アドバンスドテック1号投資事業有限責任組合、Apax Globis Japan Fund,L.P、投資事業組合オリックス11号、あおぞらインベストメント二号投資事業有限責任組合、他3社であります。

発行価額 200,000円

資本組入額 100,000円

2. 資本準備金の減少額は欠損てん補によるものであります。
3. 平成22年7月26日に、全ての種類株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付いたしました。これにより、普通株式の発行済株式数は16,722株増加し、普通株式19,722株となっております。
4. 平成22年7月29日付取締役会決議により、自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式をすべて消却いたしました。これにより、発行済株式総数は、普通株式19,722株のみとなっております。
5. 平成22年7月29日開催の取締役会決議および平成22年8月26日開催の臨時株主総会決議により、平成22年8月26日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより、株式数は1,952,478株増加し、発行済株式総数は1,972,200株となっております。
6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
 - 発行価格 2,400円
 - 引受価額 2,208円
 - 資本組入額 1,104円
 - 払込金総額 662,400千円
7. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
 - 発行価格 2,208円
 - 資本組入額 1,104円
 - 割当先 野村證券株式会社
8. 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	22	38	18	3	1,915	2,003	-
所有株式数(単元)	-	4,564	2,677	4,879	1,738	14	10,222	24,094	700
所有株式数の割合(%)	-	18.94	11.11	20.25	7.21	0.06	42.43	100.00	-

(注) 自己株式76株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	122,000	5.06
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1丁目9番1号	110,800	4.59
MORGAN STANLEY & CO. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	96,900	4.02
アント・リード2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	85,200	3.53
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋1丁目7番17号	76,000	3.15
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2番2号	75,000	3.11
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番3号	70,200	2.91
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場1丁目2番10号	64,700	2.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	63,300	2.62
JAIC-アドバンスドテック1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町3丁目11番地	62,100	2.57
計	-	826,200	34.28

(注) 前事業年度末において主要株主であった株式会社日本政策投資銀行および池戸恒雄は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,409,400	24,094	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。また 1単元の株式数は100株 であります。
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	2,410,100	-	-
総株主の議決権	-	24,094	-

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成16年3月17日臨時株主総会）

決議年月日	平成16年3月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第3回新株予約権（平成16年3月17日臨時株主総会）

決議年月日	平成16年3月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 19
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により11名減少しております。

第4回新株予約権（平成17年1月5日臨時株主総会）

決議年月日	平成17年1月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第5回新株予約権（平成17年1月5日臨時株主総会）

決議年月日	平成17年1月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 20
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により9名減少しております。

第7回新株予約権（平成17年10月7日臨時株主総会）

決議年月日	平成17年10月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第8回新株予約権（平成20年6月26日定時株主総会）

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により1名減少しております。

第10回新株予約権（平成21年5月27日臨時株主総会）

決議年月日	平成21年5月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により3名減少しております。

第11回新株予約権（平成22年3月25日臨時株主総会）

決議年月日	平成22年3月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成24年5月9日)での決議状況 (取得期間 平成24年5月10日～平成24年7月31日)	100,000	180,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	100,000	88,647,500
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成24年6月13日)での決議状況 (取得期間 平成24年6月14日～平成24年7月31日)	100,000	120,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	16,000	14,445,400
提出日現在の未行使割合(%)	84.0	88.0

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	76	174,572
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	76	-	116,076	-

3【配当政策】

当社は将来の事業展開を総合的に勘案しながら、事業拡大のための成長投資や経営体質強化のための内部留保、株主に対する配当などに適切に分配することを利益配分に関する基本方針としております。

現時点において当社は、事業拡大のための成長投資と国内外の売り上げ拡大に向けた体制を構築することが必要な段階にあることから、剰余金の配当を実施しておりません。今後は将来の成長戦略、業績、資金需要などを総合的に勘案して利益配分を決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性およびその時期については未定であります。

一方で自己株式の取得も株主に対する利益還元の一つと考え、株価水準や市場における需給の改善などを考慮し、今回、自己株式の取得を決議いたしました。取得した自己株式は資本効率の向上および経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を実施するために活用してまいります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	-	-	-	-	3,455
最低(円)	-	-	-	-	1,020

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所におけるものであります。

なお、平成23年6月23日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	平成23年11月	平成23年12月	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月
最高(円)	1,550	1,668	1,910	2,039	1,900	1,280
最低(円)	1,111	1,199	1,537	1,620	1,098	1,020

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長兼CEO	山本 達夫	昭和31年8月10日生	昭和52年4月 日本ユニバック(株)(現日本ユニシス(株))入社 昭和56年2月 日本IBM(株)入社 昭和58年3月 米IBMへ出向 平成8年3月 セガ オブ アメリカ入社 平成9年9月 日立セミコンダクターアメリカ(現ルネサスエレクトロニクスアメリカ)入社 平成16年3月 当社 代表取締役社長兼CEO(現任)	注3	15,900
常務取締役	管理部長兼CFO	古川 聖	昭和33年7月22日生	昭和57年4月 カシオ計算機(株)入社 平成11年12月 カシオマイクロニクス(株)入社 平成20年5月 当社 入社 管理部長 平成20年10月 当社 取締役管理部長兼CFO 平成24年6月 当社 常務取締役管理部長兼CFO(現任)	注3	2,000
取締役	営業部長	岩田 茂人	昭和48年6月22日生	平成11年4月 エルグ(株)(現イーソル(株))入社 平成15年2月 当社 入社 平成20年10月 当社 執行役員 ソフトウェア開発部担当 平成22年3月 当社 取締役 ソフトウェア開発部長 平成24年5月 当社 取締役 営業部長(現任)	注3	1,000
取締役	開発部長	大淵 栄作	昭和53年1月26日生	平成14年4月 日本電気(株)入社 平成14年11月 NECエレクトロニクス(株)(現ルネサスエレクトロニクス(株))転籍 平成17年3月 当社 入社 平成20年10月 当社 執行役員 ハードウェア開発部担当 平成22年3月 当社 取締役 ハードウェア開発部長 平成24年5月 当社 取締役 開発部長(現任)	注3	1,000
取締役	-	岡本 伸一	昭和33年4月28日生	昭和58年4月 (株)CBSソニー(現(株)ソニー・ミュージック・エンターテイメント)入社 昭和60年8月 (株)アンプルソフトウェア入社 昭和62年8月 日本デジタル・イクイップメント(株)入社 平成元年8月 ソニー(株)入社 平成15年9月 R&Dコンサルタント開業 平成16年11月 当社 取締役就任(現任) 平成22年3月 (株)ブルー・シフト・テクノロジー設立 代表取締役(現任)	注3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	平野 雄士	昭和22年3月22日生	昭和61年4月 (株)アデランス入社 平成18年5月 同社 常勤監査役 平成20年10月 当社 常勤監査役就任(現任)	注4	-
監査役	-	犬飼 和之	昭和22年11月12日生	昭和48年4月 (株)ビジネスコンサルタント入社 昭和52年10月 (株)ソフトウェア設計設立 平成14年7月 当社設立 取締役就任 平成17年6月 当社 監査役就任(現任)	注4	48,000
監査役	-	山口十思雄	昭和38年6月4日生	昭和63年10月 サンワ等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社 平成8年8月 (株)ジャフコ入社 ジャフコ公開コンサルティング(株)(現ジャフココンサルティング(株)) 出向 平成20年5月 山口公認会計士事務所を開設 平成21年6月 当社 監査役就任(現任) 平成23年3月 (株)セルシード監査役(現任)	注4	-
計						67,900

- (注) 1. 取締役岡本伸一は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役平野雄士、山口十思雄は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成24年6月26日より2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
4. 平成22年8月26日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識しており、企業倫理と法令遵守の徹底および内部統制の強化を推進するとともに、効率性・健全性・透明性の高い経営の実現により、株主をはじめとするステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するため企業価値の拡大に努めます。

企業統治の体制

(1) 企業統治の体制の概要

イ 取締役会

当社は、取締役会設置会社であります。提出日現在、常勤の取締役4名のほか社外取締役1名で構成されており、月1回の定例会開催と必要に応じて臨時開催を行い、業務執行に関わる会社の重要事項の意思決定を行うとともに、代表取締役社長および業務担当取締役の職務執行を監督しております。

ロ 監査役会

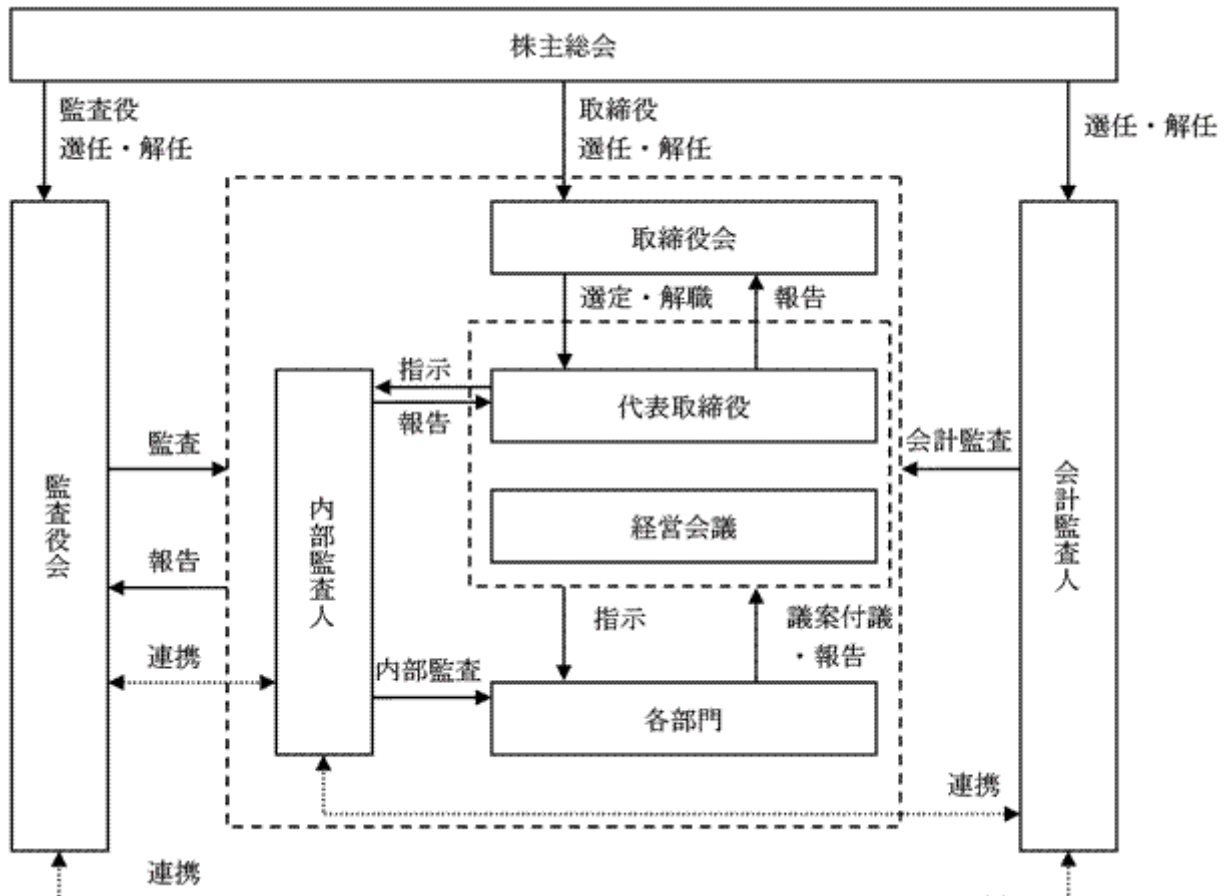
当社は、監査役会設置会社であります。提出日現在、監査役3名（社外監査役2名、うち、常勤監査役1名、社内監査役1名）で構成されており、毎月1回の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等を検討するなど監査役相互の情報共有を図っております。加えて、代表取締役社長との定期的な会合を実施しております。なお、取締役会においては監査役3名が、経営会議等の重要会議においては常勤監査役が常時出席し、意見陳述を行うなど、取締役の業務執行を常に監視できる体制を整えております。

ハ 経営会議

当社では、取締役会および監査役会による業務執行への監督に加え、取締役会の下部会議体として、常勤取締役、常勤監査役、部門長および議長が指名する管理職が必要に応じて参加する経営会議を設置し、原則月1回開催しております。

経営会議は、経営計画の達成および会社業務の円滑な運営を図ることを目的として、取締役会報告事項や付議議案について討議、検討、確認を行います。

当社のコーポレートガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



(2) 企業統治の体制を採用する理由

現時点における職務執行の適正を確保するために有効に機能しているため、上記のガバナンス体制を採用しております。なお、今後の状況等に応じては、随時体制の改善を検討してまいります。

(3) 内部統制システムの整備の状況

当社が取締役会において決議した内部統制に関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、使用人が法令および定款等を遵守する行動を確保するため、コンプライアンス規程を制定し、取締役は、これを自ら遵守するとともに、使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、職務執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録ならびに重要な意思決定に関する電磁的記録を含むその他の文書等における情報については、社内情報管理規程を制定するとともに、文書管理規程およびこれらに関する規定に基づき、適切に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危機を最小限にとどめるため、危機管理規程を制定し、取締役は、これにそって行動するとともに、管掌業務に関するすべてのリスク要因を継続的に把握し、その評価、管理を行い、リスクの顕在化による損害を最小限度にするための体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定および取締役の業務状況の監督を行う。

さらに、取締役は、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤役員および幹部社員による経営会議等を定例で開催し、職務の執行および経営環境の変化への迅速な対応を図る。

また、取締役は、業務分掌規程等に定められた職域に基づきその計画達成に向け具体策を立案、実行し、職務の執行の効率性を確保する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社の業務執行は、法令等の社会規範に則るとともに、社内規程に基づき、適切に管理・指導する。

個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、使用人を配置し、その人事については、事前に監査役の同意を得るなど、取締役からの独立性を確保するよう配慮する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、監査役の要請に応じて、監査役会規程および監査役監査基準に従い、必要な報告および情報提供を行う。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握し、意見を述べ業務執行等の状況の報告を定例的または臨時的に受ける。

監査役は、これら重要な会議の議事録およびその関連資料、そのほか業務執行に関する重要な文書を閲覧する。

監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、事業環境や対処すべき課題等について意見交換を行い、また、内部監査担当および会計監査人と定期的に協議を持ち、緊密な関係を保つものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体との関わり、また、これらの活動を助長する行為をコンプライアンス規程において明文で禁止行為と定め、関係遮断につき周知徹底するとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、損失の危機を最小限にとどめるため、危機管理規程および関連諸規程類を整備し、より実効性のあるリスク管理体制の構築をしております。また、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程および反社会的勢力対策規程を制定し、全員への周知徹底を図っております。これらの管理体制の運用や業務の執行にあたり、必要に応じて顧問弁護士等の助言を得て、適法性を確保し、リスクをより最小限にするための体制の構築を進めております。

内部監査および監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は製造設備を持たないため、会社規模が比較的小さく、内部統制の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保したうえで、担当、責任者を兼務させております。内部監査人は、監査役および会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、管理部管理職が兼務する内部監査人（2名）が管理部以外の部門の監査を担当し、管理部の監査は管理部以外の部門の管理職が担当して、それぞれ監査実施結果および改善策を代表取締役へ報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、フォローアップ監査を実施し、その実効性を確保しております。

監査役監査につきましては、上場会社での経理部門の経験が長く財務および会計に相当程度の知見を有している者を常勤の社外監査役として選任している他、公認会計士および当社の業務に精通した者を監査役に選任しており、取締役および各部門の業務遂行につき監査を行っております。また、監査役監査および内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査人が常勤監査役にその都度報告し、意見交換をしております。さらに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他適宜意見交換を行っております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士は石井一郎、上倉要介の2名であります。補助者の構成は公認会計士3名、その他8名となっております。

なお、継続監査年数については7年以下であるため記載を省略しております。

社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

- ・岡本伸一氏は、開発技術者としての豊富な経験と知見を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。
- ・平野雄士氏は、上場企業の経理部門に長く勤務したことによる、幅広い経験と識見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。
- ・山口十雄氏は、公認会計士として企業財務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。

役員報酬の内容

(1) 報酬等の総額および役員の員数

取締役（5名）の年間報酬総額 90,000千円（うち社外取締役1名 3,600千円）

監査役（3名）の年間報酬総額 12,450千円（うち社外監査役2名 10,350千円）

(2) 役員ごとの報酬等の総額

役員報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、記載していません。

(3) 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(4) 役員の報酬等の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の範囲内で決定しております。

取締役の報酬等の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、求められる能力や職責を勘案し、適正な報酬額を決定することとしております。

監査役の報酬額は、毎年、常勤および非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会で協議して決定します。

社外取締役および社外監査役の人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係

取締役岡本伸一は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下の通りです。

岡本伸一 新株予約権 85個(8,500株)

監査役平野雄士は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下の通りです。

平野雄士 新株予約権 30個(3,000株)

監査役山口十思雄は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はございません。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
9,500	-	10,750	600

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である株式市場に係るコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、会社法第399条に基づく監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.1%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.8%
利益剰余金基準	0.1%

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構、新日本有限責任監査法人等の行う研修に参加しております。

1【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	926,161	2,316,128
売掛金	479,220	293,684
前払費用	20,353	22,096
繰延税金資産	184,020	70,913
その他	2,153	4,936
流動資産合計	1,611,909	2,707,760
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,752	22,752
減価償却累計額	17,187	18,127
建物（純額）	5,564	4,624
工具、器具及び備品	78,342	93,799
減価償却累計額	66,279	75,768
工具、器具及び備品（純額）	12,063	18,030
有形固定資産合計	17,628	22,655
無形固定資産		
特許権	26	-
ソフトウェア	4,258	9,430
その他	25	25
無形固定資産合計	4,311	9,455
投資その他の資産		
関係会社株式	-	3,916
敷金	25,386	25,386
投資その他の資産合計	25,386	29,303
固定資産合計	47,325	61,414
資産合計	1,659,235	2,769,174

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	82,966	52,386
未払費用	6,550	8,056
未払法人税等	4,129	5,305
未払消費税等	16,181	9,678
前受金	149	199
預り金	3,714	8,949
前受収益	3,780	9,082
流動負債合計	117,472	93,659
固定負債		
繰延税金負債	493	719
資産除去債務	7,948	8,106
固定負債合計	8,441	8,825
負債合計	125,914	102,484
純資産の部		
株主資本		
資本金	350,000	822,595
資本剰余金		
資本準備金	369,211	841,806
資本剰余金合計	369,211	841,806
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	814,109	1,002,463
利益剰余金合計	814,109	1,002,463
自己株式	-	174
株主資本合計	1,533,321	2,666,689
純資産合計	1,533,321	2,666,689
負債純資産合計	1,659,235	2,769,174

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高	1,013,995	1,044,611
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	30	-
当期製品製造原価	54,745	105,028
当期商品及び製品仕入高	52,139	5,980
合計	106,915	111,008
他勘定振替高	30	-
商品及び製品期末たな卸高	-	-
売上原価合計	106,885	111,008
売上総利益	907,110	933,603
販売費及び一般管理費	^{1, 2} 592,027	^{1, 2} 614,058
営業利益	315,082	319,544
営業外収益		
受取利息	1,489	2,848
為替差益	-	811
保険返戻金	268	-
雑収入	2	31
営業外収益合計	1,759	3,691
営業外費用		
株式交付費	-	9,451
株式公開費用	2,339	10,898
為替差損	8	-
雑損失	-	94
営業外費用合計	2,347	20,444
経常利益	314,495	302,792
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4,961	-
固定資産除却損	³ 130	³ 156
特別損失合計	5,091	156
税引前当期純利益	309,403	302,636
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等調整額	183,526	113,333
法人税等合計	182,576	114,283
当期純利益	491,980	188,353

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	35,100	64.1	61,233	58.3
経費		19,644	35.9	43,795	41.7
当期総製造費用		54,745	100.0	105,028	100.0
期首仕掛品たな卸高		-		-	
合計		54,745		105,028	
期末仕掛品たな卸高		-		-	
当期製品製造原価		54,745		105,028	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算に
よっております。

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算に
よっております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
外注加工費 (千円)	6,464	13,660
ソフトウェア使用料(千円)	4,391	10,960
減価償却費 (千円)	1,272	3,300

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	350,000	350,000
当期変動額		
新株の発行	-	455,400
新株の発行(新株予約権の行使)	-	17,195
当期変動額合計	-	472,595
当期末残高	350,000	822,595
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	369,211	369,211
当期変動額		
新株の発行	-	455,400
新株の発行(新株予約権の行使)	-	17,195
当期変動額合計	-	472,595
当期末残高	369,211	841,806
資本剰余金合計		
当期首残高	369,211	369,211
当期変動額		
新株の発行	-	455,400
新株の発行(新株予約権の行使)	-	17,195
当期変動額合計	-	472,595
当期末残高	369,211	841,806
利益剰余金		
その他利益剰余金		
優先株式償還積立金		
当期首残高	134,989	-
当期変動額		
優先株式償還積立金の積立	187,140	-
優先株式償還積立金の取崩	322,129	-
当期変動額合計	134,989	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
当期首残高	187,140	814,109
当期変動額		
当期純利益	491,980	188,353
優先株式償還積立金の積立	187,140	-
優先株式償還積立金の取崩	322,129	-
当期変動額合計	626,969	188,353
当期末残高	814,109	1,002,463

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	322,129	814,109
当期変動額		
当期純利益	491,980	188,353
優先株式償還積立金の積立	-	-
優先株式償還積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	491,980	188,353
当期末残高	814,109	1,002,463
自己株式		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	174
当期変動額合計	-	174
当期末残高	-	174
株主資本合計		
当期首残高	1,041,341	1,533,321
当期変動額		
新株の発行	-	910,800
新株の発行（新株予約権の行使）	-	34,390
当期純利益	491,980	188,353
自己株式の取得	-	174
当期変動額合計	491,980	1,133,368
当期末残高	1,533,321	2,666,689
純資産合計		
当期首残高	1,041,341	1,533,321
当期変動額		
新株の発行	-	910,800
新株の発行（新株予約権の行使）	-	34,390
当期純利益	491,980	188,353
自己株式の取得	-	174
当期変動額合計	491,980	1,133,368
当期末残高	1,533,321	2,666,689

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	309,403	302,636
減価償却費	13,883	16,675
受取利息	1,489	2,848
株式交付費	-	9,451
固定資産除却損	130	156
売上債権の増減額(は増加)	242,263	185,536
たな卸資産の増減額(は増加)	30	-
前払費用の増減額(は増加)	46,953	1,743
仕入債務の増減額(は減少)	42,000	-
前受収益の増減額(は減少)	-	5,302
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	4,961	-
未払金の増減額(は減少)	52,137	35,038
未払消費税等の増減額(は減少)	6,358	6,503
その他	2,579	6,534
小計	150,686	480,158
利息の受取額	2,598	1,686
法人税等の支払額	1,454	767
営業活動によるキャッシュ・フロー	151,830	481,077
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	900,000	3,150,000
定期預金の払戻による収入	1,000,000	1,900,000
有形固定資産の取得による支出	7,365	20,031
無形固定資産の取得による支出	3,395	2,726
関係会社株式の取得による支出	-	3,916
投資活動によるキャッシュ・フロー	89,238	1,276,674
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	901,761
自己株式の取得による支出	-	174
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	33,976
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	935,564
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	241,068	139,967
現金及び現金同等物の期首残高	85,093	326,161
現金及び現金同等物の期末残高	326,161	466,128

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品、製品、仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 3～15年
工具、器具及び備品 2～10年
(2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。
4. 繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
6. 収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準
イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェアの請負開発契約
工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）
ロ その他のソフトウェアの請負開発契約
工事完成基準
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度20%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度80%、当事業年度78%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
役員報酬	102,710千円	102,450千円
給与手当	71,680	78,583
減価償却費	3,214	3,158
支払手数料	37,848	48,119
研究開発費	249,904	229,518

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
	249,904千円	229,518千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
工具、器具及び備品	130千円	156千円
計	130	156

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,000	1,969,200	-	1,972,200
A種優先株式	2,500	-	2,500	-
B種優先株式	4,784	-	4,784	-
C種優先株式	6,740	-	6,740	-
D種優先株式	2,500	-	2,500	-
合計	19,524	1,969,200	16,524	1,972,200
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
A種優先株式	-	2,500	2,500	-
B種優先株式	-	4,784	4,784	-
C種優先株式	-	6,740	6,740	-
D種優先株式	-	2,500	2,500	-
合計	-	16,524	16,524	-

(注)平成22年7月26日に各種類株主から各種優先株式の取得請求権の行使を受けたことにより、各種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したため、普通株式の発行株式数が16,722株増加いたしました。また、平成22年7月29日開催の取締役会決議により、自己株式をすべて消却し、発行済株式総数は普通株式19,722株となり、さらに平成22年8月26日付で1株を100株に株式分割したことにより、発行済株式総数は1,972,200株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年新株予約権 (第2回)	普通株式	2,200	-	-	2,200	-
	平成20年新株予約権 (第9回)	普通株式	2,500	-	-	2,500	-
	合計	-	4,700	-	-	4,700	-

(注)平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	1,972,200	437,900	-	2,410,100
合計	1,972,200	437,900	-	2,410,100
自己株式				
普通株式 (注) 2	-	76	-	76
合計	-	76	-	76

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加数の内容は以下のとおりであります。

株式の上場に伴う公募増資による増加	300,000株
第三者割当増資に伴う増加	112,500株
新株予約権の権利行使による増加	25,400株

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加76株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年新株予約権 (第2回)(注)	普通株式	2,200	-	2,200	-	-
	平成20年新株予約権 (第9回)(注)	普通株式	2,500	-	2,500	-	-
	合計	-	4,700	-	4,700	-	-

(注) 新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	926,161千円	2,316,128千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	600,000	1,850,000
現金及び現金同等物	326,161	466,128

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資については定期預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、事業運営に係る資金は全額自己資金によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成23年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	926,161	926,161	-
(2) 売掛金	479,220	479,220	-
資産計	1,405,382	1,405,382	-
(1) 未払金	82,966	82,966	-
負債計	82,966	82,966	-

当事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,316,128	2,316,128	-
(2) 売掛金	293,684	293,684	-
資産計	2,609,813	2,609,813	-
(1) 未払金	52,386	52,386	-
負債計	52,386	52,386	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

2. 関係会社株式(貸借対照表計上額3,916千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	926,020	-	-	-
売掛金	479,220	-	-	-
合計	1,405,240	-	-	-

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,316,072	-	-	-
売掛金	293,684	-	-	-
合計	2,609,757	-	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,916千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式-千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度を設けており、総合設立型厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しております。

2. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
年金資産の額	161,054,805千円	171,944,542
年金財政計算上の給付債務の額	159,998,978千円	172,108,284
差引額	1,055,827千円	163,741

(2) 制度全体に占める当社の加入人員割合

前事業年度	0.03%	(自平成21年4月31日 至平成22年3月31日)
当事業年度	0.03%	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の資産評価調整控除額（前事業年度 13,927,386千円、当事業年度 3,493,584千円）及び別途積立金（前事業年度 - 千円、当事業年度14,983,213千円）及び当年度不足金（前事業年度 - 千円、当事業年度11,653,370千円）及び繰越不足金（前事業年度8,356,668千円、当事業年度 - 千円）及び当年度剰余金（前事業年度23,339,881千円、当事業年度 - 千円）であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。

3. 退職給付費用に関する事項

当社は、厚生年金掛金（前事業年度5,533千円、当事業年度5,886千円）を拠出し、当該金額を勤務費用（製造費用と販売費及び一般管理費）として計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 19名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 51,400株	普通株式 60,000株	普通株式 42,200株
付与日	平成16年3月26日	平成16年6月17日	平成17年1月14日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成18年3月18日から 平成26年3月16日まで	平成18年6月17日から 平成26年3月16日まで	平成19年1月14日から 平成27年1月4日まで

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 20名	当社取締役 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 76,000株	普通株式 31,800株	普通株式 40,200株
付与日	平成17年12月14日	平成17年12月22日	平成17年12月22日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成19年11月17日から 平成27年1月4日まで	平成19年12月22日から 平成27年1月4日まで	平成19年12月22日から 平成27年10月6日まで

	第8回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 11名	当社取締役 2名 当社従業員 12名	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 130,400株	普通株式 77,500株	普通株式 25,000株
付与日	平成20年6月30日	平成21年5月28日	平成22年3月26日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成30年6月30日まで	平成23年5月29日から 平成30年5月30日まで	平成24年3月27日から 平成30年5月30日まで

(注) 1. 平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役または従業員でなくてはならない。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」および「新株予約権割当契約書」に定めてあります。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、平成22年8月26日付株式分割（株式1株につき100株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	51,400	36,000	42,200
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	51,400	36,000	42,200
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	51,400	36,000	42,200
権利行使	-	8,300	-
失効	-	-	-
未行使残	51,400	27,700	42,200

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	58,000	13,800	40,200
付与	-	-	-
失効	-	13,800	22,200
権利確定	58,000	-	18,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	58,000	-	18,000
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	58,000	-	18,000

	第8回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	122,600	75,500	25,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	122,600	75,500	25,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	122,600	75,500	25,000
権利行使	-	12,400	-
失効	-	-	-
未行使残	122,600	63,100	25,000

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,500	1,500	2,000
行使時平均株価 (円)	-	2,702	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,000	2,000	2,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第8回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,000	1,100	1,100
行使時平均株価 (円)	-	2,724	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による調整後の1株当たりの金額を記載しております。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,294千円	1,655千円
未払賞与	4,090	-
未払社会保険料	1,265	483
一括償却資産限度超過	588	546
資産除去債務	3,234	2,885
繰越欠損金	560,394	381,499
繰延税金資産小計	570,867	387,070
評価性引当額	386,381	316,157
繰延税金資産合計	184,486	70,913
繰延税金負債		
資産除去費用	959	719
繰延税金負債計	959	719
繰延税金資産の純額	183,526	70,193

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.1
住民税均等割	0.3	0.3
業績連動報酬	7.2	3.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	1.7
評価性引当額	107.3	8.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.0	37.8

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は4,958千円減少し、法人税等調整額は4,958千円増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の金額は17,111千円減少し、法人税等調整額は17,111千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
期首残高(注)	7,793千円	7,948千円
時の経過による調整額	155	158
期末残高	7,948	8,106

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)及び当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

当社の事業は、IPコア等の開発・製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	I P コアライ センス事業	L S I 製品 事業	その他の 事業	合計
外部顧客への売上高	911,576	68,773	33,645	1,013,995

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連する事業名
シャープ株式会社	596,890千円	I P コアライセンス事業
任天堂株式会社	250,000千円	I P コアライセンス事業

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	I P コアライ センス事業	L S I 製品 事業	その他の 事業	合計
外部顧客への売上高	853,195	8,300	183,116	1,044,611

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連する事業名
シャープ株式会社	804,370千円	I P コアライセンス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (US千\$)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Digital Media Professionals USA Inc.	米国 カリフォルニア州	50	ビジネス開発、研究開発、市場調査等	(所有) 直接 100.0	ビジネス開発、研究開発、市場調査等の委託業務	業務委託料の支払	7,222	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 業務委託料については、取引基本契約書に基づき、定期的に交渉の上、取引条件等決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	山本達夫	-	-	当社代表取締役社長兼CEO	(被所有) 直接 0.66	-	ストック・オプションの行使(注)	11,990	-	-
役員	犬飼和之	-	-	当社監査役	(被所有) 直接 1.99	-	ストック・オプションの行使(注)	12,000	-	-

(注) 株式の発行価額は、平成16年3月17日開催および平成21年5月27日開催の臨時株主総会決議で定められたストック・オプション(新株予約権)の権利行使価格に基づいて決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	777.47円	1,106.50円
1株当たり当期純利益金額	250.26円	81.91円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円	80.07円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,533,321	2,666,689
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,533,321	2,666,689
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,972,200	2,410,024

3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	491,980	188,353
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	491,980	188,353
期中平均株式数(千株)	1,965,907	2,299,422
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	52,962
(うち新株予約権(株))	(-)	(52,962)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第4回、第5回、第8回新株予約権。詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

自己株式取得

1. 平成24年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、以下のとおり自己株式取得に係る事項を決議し、自己株式を取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施ならびに株主への利益還元を目的として、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類 普通株式
取得しうる株式の総数 100,000株(上限)
株式の取得価額の総額 180,000千円(上限)
取得する期間 平成24年5月10日から平成24年7月31日まで

(3) 実施内容

取得した株式の種類 普通株式
取得した株式の総数 100,000株
株式の取得価額の総額 88,647千円
取得期間 平成24年5月10日から平成24年6月12日まで
取得方法 東京証券取引所における市場買付

2. 平成24年6月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、以下のとおり自己株式取得に係る事項を決議し、自己株式を取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施ならびに株主への利益還元を目的として、自己株式を取得するものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類 普通株式
取得しうる株式の総数 100,000株(上限)
株式の取得価額の総額 120,000千円(上限)
取得する期間 平成24年6月14日から平成24年7月31日まで

(3) 実施内容

取得した株式の種類 普通株式
取得した株式の総数 16,000株
株式の取得価額の総額 14,445千円
取得期間 平成24年6月14日から平成24年6月22日まで
取得方法 東京証券取引所における市場買付

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	22,752	-	-	22,752	18,127	940	4,624
工具、器具及び備品	78,342	20,031	4,574	93,799	75,768	13,907	18,030
有形固定資産計	101,094	20,031	4,574	116,551	93,895	14,847	22,655
無形固定資産							
特許権	-	-	-	-	-	26	-
ソフトウェア	-	-	-	12,115	2,685	1,801	9,430
その他	-	-	-	25	-	-	25
無形固定資産計	-	-	-	12,141	2,685	1,827	9,455

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	増加額	研究開発設備	17,269 千円
	増加額	社内インフラ設備	2,762 千円
	減少額	研究開発設備	4,574 千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	55
預金	
普通預金	166,072
定期預金	2,150,000
小計	2,316,072
合計	2,316,128

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
シャープ株式会社	267,624
IBM Microelectronics	10,273
オリンパスイメージング株式会社	5,428
任天堂株式会社	5,250
富士ゼロックス株式会社	5,040
その他	68
合計	293,684

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D)
					2
					(B)
					366
479,220	1,095,871	1,281,407	293,684	81.35	129

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	125,619	552,632	827,446	1,044,611
税引前四半期(当期)純利益金額又は税引前四半期純損失金額(千円)	42,079	176,627	266,415	302,636
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額(千円)	48,130	171,409	150,813	188,353
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	24.04	78.30	66.65	81.91

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	24.04	92.47	8.55	15.58

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年4月1日から3ヵ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.dmprof.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- 2 株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社は平成24年4月1日をもって、住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号・住所等が以下のとおり変更となっています。
- 取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成23年5月20日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成23年6月6日及び平成23年6月14日関東財務局長に提出。
平成23年5月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 臨時報告書
平成23年6月23日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (4) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第9期）（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出
- (5) 四半期報告書及び確認書
（第10期第1四半期）（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出
（第10期第2四半期）（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）平成23年11月11日関東財務局長に提出
（第10期第3四半期）（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）平成24年2月10日関東財務局長に提出
- (6) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自平成24年5月1日至平成24年5月31日）平成24年6月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

株式会社 デジタルメディアプロフェッショナル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上倉 要介
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月9日及び平成24年6月13日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を取得した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。